

第6章 販売関係について

1 高圧ガス販売事業届（保安法第20条の4）

高圧ガスの販売事業をしようとする者は、販売所ごとに事業開始の20日前までに届け出なければならない。

(1) 必要書類

ア 高圧ガス販売事業届書

作成例参照

イ 販売計画書

作成例参照（作成例は、法令上定められた様式はないため、作成例に記載してある項目が備わっていれば支障ない。）

ウ 添付書類

(ア) 販売先保安台帳の様式

管理するための様式を添付すればよいため、内容を記入する必要はない。

作成例参照（作成例は、法令上定められた様式はないため、作成例に記載してある項目が備わっていれば支障ない。）

(イ) 容器授受記録簿の様式

管理するための様式を添付すればよいため、内容を記入する必要はない。また、直接容器の受け渡しが無い場合は添付の必要はない。

販売開始後に容器授受記録簿に記載すべき事項は、①充填容器の記号及び番号、②充填容器の種類及び充填圧力、③授受先名称及び所在地、④授受年月日とする。

(ウ) 販売所及び容器置場の位置、構造の図面

販売所の所在地が分かる縮尺1/2500程度の地図を添付する。また、販売所内に容器を貯蔵する場合は、事業所内における容器置場の位置図及び容器置場の詳細図を添付する。

(エ) 周知書面及び周知記録台帳

周知記録台帳は、管理するための様式を添付すればよいため、内容を記入する必要はない。

販売開始後に周知記録台帳に記載すべき事項は、①消費者の氏名又は名称、②消費者の住所、③周知したものの氏名、④周知をした年月日とする。

(2) 必要書類作成例

ア 高圧ガス販売事業届書

(法第 20 条の 4 関係)

高圧ガス販売事業届書	一般	管理番	
	液石 冷凍		
×受理年月日		年	月 日
名称 (販売所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地			
販売所所在地			
販売をする高圧ガスの種類			

販売事業所で適用される規則に○を付けるか、適用されない規則を削除する。
(いずれかの方法による)
規則を複数選択するケースもある。

販売店名、販売事業所を記入する。
(例 1) 株式会社〇〇工業
(例 2) 家電の〇〇

法人の場合は、法人の本社所在地を、私人の場合 (法人格のない販売事業者) は住民票の住所を記入する。

現に販売店のある所在地を記入する。

届出を作成した日付け又は届出を提出する日付け記入する。

年 月 日

ガス種を記入するが、この欄に書ききれない場合は、「別紙のとおり」とし、販売ガス種一覧を添付することもできる。

代表者 氏名

事業所であれば、代表取締役等の法人を代表することができる者の職名・名前を記入する。委任状の添付がある場合は、委任者の職名・名前を上段に記入し、受任者の職名・名前を下段に記入する。

広島市消防局長様

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

イ 販売計画書

家庭用とは、家庭用エアコンに冷媒ガスを充填する場合、炭酸水メーカー等の炭酸ガスを販売する場合等が該当し、営業用とは、取次販売等で販売業者と消費者の間に立つ業者や、ビールサーバー用炭酸ガスの販売等が該当する。

1 販売の目的

販売区域	
主な販売先	工業用 ・ 家庭用 ・ 営業用 ・ その他 ()

2 販売の方法

販売の形態	家庭用 ・ 小売 ・ 卸売 ・ 卸小売	冷凍則適用
	容器販売 ・ 取次販売 ・ 冷凍設備（冷凍能力 20t（フロン・アソヒエア 50t）以上） 冷凍設備の冷媒ガスの充てんあるいは補充の販売 その他 ()	一般則適用

販売する 高压ガスの 種類		特 殊	可燃性・	可燃性	毒 性	酸 素	その他
		高压ガス	毒性ガス	ガ ス	ガ ス		ガ ス
容器置場に貯蔵する 高压ガス							
容器置場に貯蔵しない 高压ガス							

貯蔵をする場合は、最大貯蔵量を確認する。
(貯蔵の届出の要否を確認する必要があるため。)
また、容器置場に貯蔵する場合は、容器置場の図面を添付すること。

高压ガスの仕入先	(名称)	
	(所在地)	

この保安台帳は、販売した先の情報を記入する帳簿のため、販売事業届提出時は、様式のみを添付すること。(容器授受簿、周知台帳も同じ。) 添付不要の場合、【別紙添付】を線で削除する。

保安台帳の整備	高压ガスの引き渡し先の保安状況を明確に 保安台帳の様式は別紙のとおりです。 【別紙添付】
---------	--

備えた帳簿には、○をする。
容器を仕入れ、出荷する事業者には必要となる。

帳簿の整備	①容器授受簿 ・ 高压ガスの容器により授受した場合、充てん容器の記号番号、充てん容器ごとの高压ガスの種類及び充てん圧力（液化ガスについては充てん質量）、授受先並びに授受年月日を記載します。 ・ この帳簿は記載の日から2年間保存します。 ・ この帳簿の様式は別紙のとおりです。 【別紙添付】
-------	--

下欄で周知させるべきガスを販売する事業者には必要となる。

帳簿の整備	②周知台帳 ・ 高压ガス保安法第20条の5の周知を行った場合、周知に係る名称及び住所、周知をした者の氏名並びに周知の年月日を記載します。 ・ この帳簿は記載の日から2年間保存します。 ・ この帳簿の様式は別紙のとおりです。 【別紙添付】
-------	--

該当するガスを販売する場合は、その項目に○を付ける。

周 知	販売する高压ガスのうち、周知させるべきガスは次のとおりです。 ※該当するものに○ <input type="checkbox"/> 溶接又は熱切断用のアセチレン、天然ガス、酸素又は液化石油ガス <input type="checkbox"/> 燃料用の液化石油ガス <input type="checkbox"/> 在宅酸素療法の液化酸素 <input type="checkbox"/> スクーバダイビング等呼吸用の空気 上記高压ガスに関しては、販売契約を締結したとき及び周知をしてから1年以上経過して当該ガスを引き渡したときごとに、周知書面を消費者に配布し、周知させます。 周知書面は別紙のとおりです。 【別紙添付】
-----	---

保安教育	従業員に保安教育を実施します。	この3項目については、すべての販売事業者に関連がある項目のため削除の必要はない。
危険時の措置	高圧ガスの販売等を行う施設又は高圧ガス充てん容器等が危険な状態になった時は、直ちに経済産業省令で定める災害の発生の防止のための応急の措置を講じ関係機関に届け出をします。	
事故届	次に掲げる場合は、遅滞なくその旨を都道府県知事又は警察官に届け出をします。 ①その所有し又は占有する高圧ガスについて災害が発生したとき。 ②その所有し又は占有する高圧ガス又は容器を喪失し又は盗まれたとき。	

販売方法の基準 (一般則第40条) (液石則第41条) (冷凍則第27条)	<p>充てん容器等の引き渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ等がなく、かつ、ガスが漏えいしていないものをもっておこないます。</p> <p>圧縮天然ガス・液化石油ガスの充てん容器等の引渡しは、容器再検査期限から6ヶ月以上経過していないものをもっておこないます。</p> <p>燃料の用に供する消費者に圧縮天然ガス・液化石油ガス（工業用除く）を販売するために、配管の気密試験のための器具又は設備を備えます。</p> <p>圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に販売するときは、当該販売に係る圧縮天然ガスの消費のための設備について、一般則第40条4号イ～チの基準に適合していることを確認した後に販売します。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ) 充てん容器等（200以上（以下同じ）から2m以内の火気をさえぎる措置を講じ屋外に設置（ただし書あり） ロ) 充てん容器等には湿気・水滴による腐食防止措置を講じる ハ) 充てん容器等は常に40℃以下に保つ ニ) 充てん容器等には転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷防止措置を講じる ホ) 調整器の高圧側は容器の刻印等に示された耐圧試験圧力以上の耐圧試験圧力の5分の3以上の圧力の気密試験に合格するもの ヘ) 調整器の調整圧力は、2.3kPa以上3.3kPa以下であり、閉塞圧力は4.2kPa以下である ヘ) 配管には、充てん容器等と調整器との間の部分にあっては容器の刻印等に示された耐圧試験圧力以上の圧力、調整器と閉止弁の間には0.8Mpa以上の圧力の耐圧試験又は経済産業大臣が認める試験に合格する管を使用する ト) 硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接続する時は、ホースバンドで締め付ける チ) 調整器と閉止弁との間の配管は、設置の工事終了後4.2kPa以上の圧力で気密試験を行い合格するものである <p>液化石油ガスを燃料（工業用を除く）の用に供する消費者に液化石油ガスを販売するときは、販売に係る消費設備について液石則第41条4号イ～トの基準に適合していることを確認した後にします。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ) 充てん容器等（200以上（以下同じ）から2m以内の火気をさえぎる措置を講じ屋外に設置（ただし書あり） ロ) 充てん容器等には湿気・水滴による腐食防止措置を講じる ハ) 充てん容器等は常に40℃以下に保つ ニ) 充てん容器等には転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講じる ホ) 充てん容器等と閉止弁との間には、高圧側2.6MPa以上の圧力の耐圧試験及び1.6MPa以上の気密試験に合格する調整器をつける ヘ) 配管には、充てん容器等と調整器との間の部分にあっては2.6Mpa以上の圧力、調整器と閉止弁の間には0.8Mpa以上の圧力の耐圧試験又は経済産業大臣が認める試験に合格する管を使用する ト) 硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接続する時は、ホースバンドで締め付ける チ) 調整器と閉止弁との間の配管は、設置の工事終了後4.2kPa以上の圧力で気密試験を行い合格するものである <p>冷凍設備の引渡しは、外面にその強さを弱める腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、冷媒ガスが漏えいしないものをもっておこないます。</p> <p>冷凍設備には転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしません。</p>	<p>該当のないガス種については、下記のように削除をする。</p> <p>該当のない項目が複数行にわたる場合は数項目をまとめて斜線により削除することも可能。</p> <p>下の2項目については冷凍則適用の販売事業者のみの販売方法の基準であるため、一般則又は液石則適用の販売事業者は削除する。</p>

取次販売のように、契約は行いが実際に高圧ガスを取り扱わないような、容器置場に貯蔵して高圧ガスを販売しない場合はこの書類を添付する必要はない。

3 貯蔵の基準 ※販売所が直接に容器置場を持ち、容器（充てん容器、残容器）を貯蔵(配管に接続せずに置いておく等)する場合

容器を貯蔵する場合

一般則 18条 第2号	液石則 19条 第2号	
イ	ロ	貯蔵は、通風の良い場所です。
ロ	ニ	充てん容器等は、充てん容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置きます。
ロ		可燃性ガス、毒性ガス及び酸素の充てん容器等は、それぞれ区分して置きます。
ロ	ニ	容器置場には、計量器等作業に必要なもの以外の物を置きません。
ロ	ニ	容器置場の周囲2m以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性若しくは発火性の物を置きません。(不活性ガス及び空気のものを除く)
ロ	ニ	充てん容器等は、常に温度40度以下に保ちます。
ロ	ニ	充てん容器等(内容積が5%以下のものを除く。)には、転落、転倒による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な扱いをしません。
ロ	ニ	容器置場には、携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入りません。
ハ・ニ		シアン化水素を貯蔵するときは、充てん容器等について一日に一回以上、 ^{可燃性ガスの漏} えいのないことを確認し、容器に充てんした後六十日を越えないものとする。
ホ	イ	貯蔵は、船、車両に固定し、又は積載した容器により行いません。
ヘ	ハ	一般複合容器等であって当該容器の刻印等において示された年月から15年を経過したものを高圧ガスの貯蔵に使用しません。

可燃性ガス又は毒性ガスを貯蔵する場合に該当する項目のため、それ以外のガスを貯蔵する場合は、削除する。

可燃性ガスを貯蔵する場合に該当する項目。

設備を貯蔵する場合

冷凍則適用の販売業者で、貯蔵を伴うもの。

冷凍則 第20条	冷凍設備には転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしません。
-------------	---

以下の貯蔵所等に貯蔵する場合は該当するものに○をしてください

貯蔵所	第1種貯蔵所 (貯蔵所名称:)
	第2種貯蔵所 (貯蔵所名称:)
	LP法の貯蔵施設

貯蔵の規模が大きく、上記の貯蔵所に該当するものについては、ここに内容を記載する。

また、許可又は届出書類のコピーを添付し、許可又は届出をしていることを証明する。(申請書又は届出書1枚でよい。)

取次販売のように、現物を取り扱わない業者は添付の必要はない。
販売業者自らが移動しない場合は添付不要。

4 移動の基準 ※販売所が直接に容器（充てん容器，残容器）の移動（車両又は鉄道車両に，高圧ガスを充てんした容器を積載して移動等）を行う場合

容器の移動がある場合		
一般則 50条	液石則 49条	
第1号	第1号	充てん容器を車両に積載して移動するときは，当該車両の見やすい箇所に警戒標を掲げます。
第2号	第2号	充てん容器等は，常に温度40度以下に保ちます。
第3号 第4号	第1の 2号	一般複合容器等であって当該容器の刻印等により示された年月から15年を経過したものを高圧ガスの移動に使用しません。
	第3号	突出したバルブにある充てん容器等には，固定式プロテクター又はキャップを施します。
第5号	第4号	充てん容器等〔一般則〕内容積が5ℓ以下のものを除く。〕には，転落，転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ，かつ，粗暴な扱いをしません。
第6号	第6号	充てん容器等は，消防法第二条第七項に規定する危険物と同一の車両に積載して移動しません。
第6号		塩素の充てん容器等とアセチレン，アンモニア又は水素の充てん容器等は同一の車両に積載して移動しません。
第7号		可燃性ガスの充てん容器等と酸素の充てん容器等のバルブが相互に向き合わないように入します。
第8号		毒性ガスの充てん容器等には，木枠又はパッキンを施します。
第9号	第5号	可燃性ガス，酸素又は液化石油ガスの充てん容器等を車両に積載して移動するときは，消火設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携行します。
第10号		毒性ガスの充てん容器等を車両に積載して移動するときは，当該毒性ガスの種類に応じた防毒マスク，手袋その他の保護具並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材，薬剤及び工具等を携行します。
第11号		アルシン又はセレン化水素を移動する車両には，当該ガスが漏えいしたときの除外の措置を講じます。
第12号	第7号	駐車するときは，当該充てん容器等の積卸しを行うときを除き，第一種保安物件の近辺及び第二種保安物件が密集する地域を避け，交通量が少ない安全な場所を選び，かつ移動監視者又は運転者は，食事その他やむを得ない場合を除き，当該車両を離れません。
第13号		一般則第49条第1項17号に規定する高圧ガスを移動するときは，一般則第49条第1項第17号から第20号の基準に適合します。 (圧縮ガス 300 m ³ 以上の可燃性ガス及び酸素 100 m ³ 以上の毒性ガス) (液化ガス 3,000 kg以上の可燃性ガス及び酸素 1,000 kg以上の毒性ガス) (特殊高圧ガス)
	第8号	質量 3,000 kg以上の液化石油ガスを移動するときは，液石則第48条第14号から第18号の基準に適合します。
第14号	第9号	可燃性ガス，毒性ガス，酸素又は液化石油ガスの高圧ガスを移動するときは，当該高圧ガスの名称，性状及び災害防止のために必要な注意事項を記載した書面を運転手に交付し，移動中携帯させ，これを遵守させます。

「3 貯蔵の基準」、「4 移動の基準」については、ガス種が限定してある項目があるため、該当しないガス種を販売する場合は、削除する。

ウ 販売先保安台帳（届出後の使用例）

提出時は白紙でよい。

高圧ガス引渡先保安台帳 No. _____ 保安責任者								
引渡先	名 称							
	所 在 地							
	消費・引渡場所							
	取扱責任者							
直接の消費者	ガスの種類	消費の方法・使用の状況等					その他の消費方法 又は消費の目的	
		単 瓶	配 管					
	単独の集合結 束 瓶		移動式液瓶	固定式液槽				
							直接消費者（一般消費者を除く。）に販売する場合に記載する。 消費の方法、ガスの種類ごとの使用の状態を記載する。	
摘 要								
販 売 業 者	販売許可・届出		年	月	日	第	号	
	ガスの区分		毒 性	可燃性・毒性	可 燃 性	特 殊 高 圧 ガ ス	そ の 他	
	引渡すガスの種類							
	販売主任者							
	容 器 置 場	面 積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
		完成検査	年	月	日	第	号	
摘 要								
年 月 日	保 安 記 録							
（記載事項） 1. 引渡先に対して行った保安上の指導、助言 2. 高圧ガスにかかる事故・災害等の状況 3. 施設等の異常の有無並びにその対応措置 4. その他保安上の資料となる事項								

2 販売に係る高圧ガスの種類変更届（保安法第20条の7）

販売する高圧ガスの種類を変更した場合に、遅滞なく届け出る。ただし、次のアからウまでの各区分の同一区分内での高圧ガスの種類の変更は、販売する高圧ガスの種類の変更に該当しないと基本通達で示されているが、広島県内では、統計をとる都合、事故発生時の確認及び立入検査時等でのトラブル防止のため、アからウに該当した場合であっても届出を指導している。

(1) 基本通達上の変更届不要の要件

ア 冷凍設備内の高圧ガス

イ 液化石油ガス（炭素数3又は4の炭化水素を主成分とするものに限り、アに掲げるものを除く。）

ウ 不活性ガス（アに掲げるものを除く。）

(2) 必要書類

ア 販売に係る高圧ガスの種類変更届書

イ 販売に係る高圧ガスの種類変更届書の「高圧ガスの種類の変更の内容」欄に書ききれない場合の明細

3 高圧ガス販売主任者届（保安法第28条第3項）

高圧ガス販売業者では、高圧ガス販売の保安に係る業務を管理するため、高圧ガス販売主任者を選任又は解任したときは遅滞なく届け出る。

(1) 高圧ガス販売主任者の選任が必要な高圧ガス販売業者

ア 一般則の販売業者

アセチレン、アルシン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、酸素、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、水素、セレン化水素、ホスフィン、メタン（圧縮天然ガス・液化天然ガス）モノゲルマン及びモノシランを販売する場合。（必要資格：甲種化学責任者、乙種化学責任者、甲種機械責任者、乙種機械責任者又は第1種販売主任者）

イ 液石則の販売業者

液化石油ガス（必要資格：甲種化学責任者、乙種化学責任者、甲種機械責任者、乙種機械責任者、丙種化学責任者（特別試験科目に係るものを除く。）又は第2種販売主任者）

(2) 必要書類

ア 高圧ガス販売主任者届書

イ 高圧ガス販売主任者免状のコピー

ウ 高圧ガス取扱等実務経験証明書（6か月以上の製造又は販売経験を証明する。）
作成例参照

(3) 必要書類作成例（高圧ガス取扱等実務経験証明書）

高圧ガス保安法時代（平成 8 年以降）に交付された免状については、この「実務経験証明書」の添付が必要。
 取締法時代の免状は交付の条件に経験が含まれていたため「実務経験証明書」は不要。

様式 B-15

高圧ガス取扱等実務経験証明書

氏名及び生年月日	氏名 ○△ □□ 生年月日 昭和○○年○月○○日
勤務した販売所又は製造事業所の名称及び所在地	名称 ○○酸素株式会社 広島充てん所 所在地 広島市中区大手町○丁目○番○号
販売又は製造作業従事期間及び延勤務時間	自 △△年 ○月 ○○日 至 ○○年 ○月 ○○日 (3年 6ヶ月)
販売又は製造した高圧ガスの種類	酸素
作業内容	販売 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 製造 (該当するものに○をする)

上記の者が、当販売所（製造事業所）において上記のとおり従事していたことを証明します。

○○年 ○月 ○○日

販売所又は製造事業所

名称 ○○酸素株式会社 広島充てん所

所在地 広島市中区大手町○丁目○番○号

代表者 ○○酸素株式会社 代表取締役 ○○ △△

必要な販売経験は 6 か月以上。

一般則適用の販売所では、有効なガス種の販売経験があるかどうかを確認すること。
 (4)参照。

ナイトロックスガス（スクーバダイビング呼吸用のガスであって、当該ガス中の酸素及び窒素の容量の合計が全容量の 98 パーセント以上で、かつ、酸素の容量が全容積の 21 パーセント以上のもの）を販売する場合は、通常の空気よりも酸素濃度が高いため、酸素を販売するものとして取り扱うこととなり、**販売主任者の選任が必要**となるが、**販売経験**は、スクーバダイビング用呼吸用の**空気**の販売経験であっても差支えない。

現に製造又は販売を行った事業所の代表者に証明してもらうこと。

(4) 販売主任者の選任に必要な販売又は製造の経験（一般則第72条第2項）

販売所の区分	ガスの種類
アセチレン、アルシン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、5フッ化リン、3フッ化窒素、3フッ化ホウ素、3フッ化リン、シアン化水素、ジシラン、4フッ化硫黄、4フッ化ケイ素、ジボラン、水素、セレン化水素、ホスフィン、メタン、モノゲルマン、及びモノシランの販売所	アルシン、ジシラン、ジボラン、セレン化水素、ホスフィン、モノゲルマン及びモノシラン
アセチレン、アンモニア、塩素、クロルメチル、5フッ化ヒ素、5フッ化リン、3フッ化窒素、3フッ化ホウ素、3フッ化リン、シアン化水素、4フッ化硫黄、4フッ化ケイ素、水素及びメタンの販売所	アンモニア、一酸化炭素、酸化エチレン、クロルメチル、シアン化水素、石炭ガス、トリメチルアミン、モノメチルアミン及び硫化水素
アセチレン、水素及びメタンの販売所	アセチレン、油ガス、エタン、エチレン、塩化ビニル、水性ガス、水素、メタン及びエチルエーテル
塩素、5フッ化ヒ素、5フッ化リン、3フッ化窒素、3フッ化ホウ素、3フッ化リン、4フッ化硫黄及び4フッ化ケイ素の販売所	亜硫酸ガス、塩素、5フッ化ヒ素、5フッ化リン、3フッ化窒素、3フッ化ホウ素、3フッ化リン、4フッ化硫黄、4フッ化ケイ素、ブロムメチル及びホスゲン
酸素の販売所	酸素

左欄に掲げる販売所の区分では、右欄に掲げるガスの種類のうち1種類以上の高圧ガスの販売経験が必要となる。

4 高圧ガス販売事業承継届（保安法第20条の4の2第2項）

高圧ガス販売事業の譲渡又は引渡があった場合に、その地位を承継した者が遅滞なく届け出る。

届出に必要な書類は以下のとおり。

(1) 高圧ガス販売事業承継届書

(2) 相続の場合※18

ア 相続の事実を証する書面（相続人が2人以上ある場合は、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書）

イ 被承継者に関する戸籍謄本

(3) 合併の場合※18

合併又は分割の事実を証する書面（登記簿謄本、登記事項証明書等）

(4) 譲渡の場合※18

譲り渡しの事実を証する書面（契約書等）

※18 証する書面は、写しの提出でも可。

5 高圧ガス販売事業廃止届（保安法第21条第5項）

高圧ガスの販売業者は、高圧ガスの販売事業を廃止したときは遅滞なく届け出る。

特別に添付する書類はないため、高圧ガス販売事業廃止届書に必要事項を記載し提出する。